

(愛媛県報平成25年11月29日第2526号外2別記)

内水面における共同漁業等の免許の内容たるべき事項等

1 免許番号 内共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	にじます漁業	〃

(2) 漁場の位置 銅山川

(3) 漁場の区域

四国中央市金砂町柳瀬ダムえん堤上流端から上流の本流及び支流

3 関係地区 四国中央市金砂町、富郷町及び新居浜市別子山地区

1 免許番号 内共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 関川

(3) 漁場の区域

関川の熊谷橋（国道11号線架橋）上流端の線から上流の本流及び支流、西谷川の木ノ川橋上流端の線から上流の本流及び支流及び浦山川の浦山川橋上流端の線から上流の本流及び支流

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 内共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 渦井川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市横黒元橋上流端及び西条市永易玉津橋上流端に達する区域

基点 A 西条市船屋渦井川右岸碓神社護岸開口中央玉津標識1号

B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号

3 関係地区 西条市玉津地区

1 免許番号 内共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 加茂川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域を除く。

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

3 関係地区 西条市禎瑞地区及び神拝地区

1 免許番号 内共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 加茂川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

3 関係地区 西条市（西条市丹原町、同市壬生川及び同市小松町（石鎚地区を除く）を除く）

1 免許番号 内共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

〃	おおのがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 中山川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛、新兵衛橋下流端に達する区域

基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

3 関係地区 西条市禎瑞地区

1 免許番号 内共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 猪狩川

(3) 漁場の区域

西条市禎瑞境橋上流端から同市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域を除く。

3 関係地区 西条市禎瑞地区

1 免許番号 内共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	にじます漁業	〃
〃	もくずがに漁業	9月1日から翌3月31日まで

(2) 漁場の位置 中山川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

- 3 関係地区 西条市周布、吉田、広江、玉之江、今在家、石田、氷見、禎瑞、丹原町、小松町
(石鎚については湯浪のみ)、東温市滑川及び同市河之内(落出及び土谷)

1 免許番号 内共第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	7月15日から翌5月31日まで

- (2) 漁場の位置 中山川

- (3) 漁場の区域

西条市新兵衛橋下流端から中山川橋下流端までの間の中山川本流及び中山川とその支流
小松川との合流点から最初の橋までの間の小松川

- 3 関係地区 西条市周布、吉田、広江、玉之江、今在家、石田、氷見、禎瑞、丹原町及び小松町
(石鎚については湯浪のみ)、並びに東温市滑川、河之内(落合及び土谷)

1 免許番号 内共第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

- (2) 漁場の位置 蒼社川

- (3) 漁場の区域

今治市東門橋の上流端の線から上流の本流及び支流

- 3 関係地区 今治市

1 免許番号 内共第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃

- (2) 漁場の位置 重信川

- (3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流1,000メートルに達する区域

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

3 関係地区 松山市西垣生町及び伊予郡松前町

1 免許番号 内共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 重信川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流。ただし、石手川岩堰橋上流の本流及び支流を除く。

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

3 関係地区 松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町及び同郡砥部町

1 免許番号 内共第13号

2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 石手川

(3) 漁場の区域

岩堰橋上流端から上流の本流及び支流

3 関係地区 松山市

1 免許番号 内共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 仁淀川

(3) 漁場の区域

高知県境から上流の本流及び支流

3 関係地区 上浮穴郡久万高原町及び喜多郡内子町

1 免許番号 内共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

C 大洲市長浜町仁久肱川右岸標識1号

D 大洲市長浜町沖浦（小浦）肱川左岸標識2号

3 関係地区 大洲市長浜地区及び同市長浜町沖浦地区

1 免許番号 内共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

C 大洲市白滝肱川治水碑（肱川右岸）から上流へ73メートルの標識

D 大洲市紫柿早橋親柱碑（肱川左岸）から上流へ3.4メートルの標識（階段幅員の上流端）

3 関係地区 大洲市長浜、同市長浜町沖浦（小浦）、同町上老松、同町下須戒及び白滝地区

1 免許番号 内共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃

〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の鹿野川ダムえん堤下流端に達する区域の本流及び支流

基点 A 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤の東北端角（肱川左岸）

3 関係地区 大洲市、伊予市中山町、喜多郡内子町及び伊予郡砥部町

1 免許番号 内共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

大洲市肱川町鹿野川ダムえん堤の上流端の線から上流の本流及び支流

3 関係地区 西予市宇和町、野村町、城川町及び大洲市肱川町

1 免許番号 内共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 広見川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 広見川右岸の愛媛県と高知県との県境

B 広見川左岸の愛媛県と高知県との県境

3 関係地区 北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び宇和島市三間町

1 免許番号 内共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃

(2) 漁場の位置 岩松川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の宇和島市津島町新橋上流端から上流50メートルに達する区域及び同町巽橋上流端から上流200メートルに達する区域

基点 A 宇和島市津島町巽橋西詰北角

B Aから0度岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 宇和島市津島町

1 免許番号 内共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から11月30日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 岩松川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 宇和島市津島町巽橋西詰北角

B Aから0度岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 宇和島市津島町

第1種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	渦井川	AとBを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線までの区域。ただし、河川護岸から3メートルの区域を除く。 基点 A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央玉津標識1号 B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号 C 西条市玉津渦井川右岸標識3号 D 西条市市塚渦井川左岸標識4号	西条市玉津地区	別記のとおり
内区第2号	〃	〃	〃	加茂川	AとBを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域及び河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号	西条市禎瑞地区及び同市神拝地区	〃
内区第3号	〃	〃	〃	中山川	AとBを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛、新兵衛橋下流端に達する区域。ただし、河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号	西条市禎瑞地区	〃
内区第4号	〃	〃	〃	猪狩川	西条市禎瑞境橋上流端から同市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域及び河川護岸から4メートルの区域を除く。	西条市禎瑞地区	〃

別記

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

第2種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第5号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	西条市禎瑞	乙女川	西条市	別記のとおり
内区第6号	〃	〃	〃	西条市上市994番地	新池	〃	〃
内区第7号	〃	〃	〃	今治市新谷甲326番地	宮前池	今治市	〃
内区第8号	〃	〃	〃	今治市新谷甲471番地	下池	〃	〃
内区第9号	〃	〃	〃	今治市新谷甲467番地	上池	〃	〃
内区第10号	〃	〃	〃	今治市新谷甲327番地	竹谷池	〃	〃
内区第11号	〃	〃	〃	今治市新谷甲1895番地 1	古新谷池	〃	〃
内区第12号	〃	〃	〃	今治市新谷甲1912番地	中池	〃	〃
内区第13号	〃	〃	〃	今治市新谷甲1920番地	前ノ谷池	〃	〃
内区第14号	〃	〃	〃	今治市新谷甲1924番地	平底池	〃	〃
内区第15号	〃	〃	〃	今治市新谷甲1931番地	脇池	〃	〃
内区第16号	〃	〃	〃	今治市古谷甲681番地	棚井上池	〃	〃
内区第17号	〃	〃	〃	今治市古谷甲679番地	棚井池	〃	〃
内区第18号	〃	〃	〃	今治市古谷乙52番地 2	多伎池	〃	〃
内区第19号	〃	〃	〃	今治市古谷甲249番地	古茂池	〃	〃
内区第20号	〃	〃	〃	今治市古谷甲307番地	蜂の子池	〃	〃
内区第21号	〃	〃	〃	今治市古谷甲436番地	能楽池	〃	〃

別記

毎年1月末までに魚種別の放養尾数、生産量及び投餌量に係る当該年の計画書及び前年の実績報告書を知事に提出しなければならない。